
第2回 「大隅地域 地域振興の取組方針」作成に係る地域懇談会

日時：平成30年9月7日午後2時～4時
場所：大隅地域振興局別館2階大会議室

会 次 第

1 開会

2 議事

- (1) 第1回地域懇談会等で出された意見等について
- (2) 「かごしま未来創造ビジョン」と大隅地域の取組方針（案）との関係について
- (3) 大隅地域 地域振興の取組方針骨子（案）について
- (4) 意見交換
- (5) その他

3 閉会

鹿児島県大隅地域振興局

「大隅地域 地域振興の取組方針」作成に係る地域懇談会 委員名簿

分 野		委員名	所属等	備考
1 教育・文化・スポーツ		二見 いすず	フリーアナウンサー, 大崎町教育委員	
2 保健・医療・福祉	子育て・福祉	白 鳥 浄 子	児童養護施設 慈光園施設長	
	保健・医療	小 倉 修	恒心会おぐら病院 院長	
3 まちづくり		尾 上 朋 子	豊栄ひととべ会	
4 地域産業	農業	橋 口 ま ゆ	soo woman farmers 代表 橋口製茶舗	
	林業	村 永 逸 朗	内之浦森林組合総務課長	
	水産業	柿 内 誠	鹿屋市漁業協同組合青年部部長, (株)康成丸水産	
	商工・観光業	児 玉 拓 隆	小鹿酒造株式会社 常務取締役	

「大隅地域 地域振興の取組方針」の作成に係る地域懇談会設置要綱

（設置）

第1条 「かごしま未来創造ビジョン」の策定を踏まえ、大隅地域振興局管内における必要な取組をまとめた「大隅地域 地域振興の取組方針」を作成するに当たって助言を得るため、「大隅地域地域振興の取組方針」の作成に係る地域懇談会（以下「地域懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 地域懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「大隅地域 地域振興の取組方針」の作成に当たっての協議・助言等
- (2) その他大隅地域振興局長（以下「大隅局長」という。）が特に必要と認めること

（組織）

第3条 地域懇談会は委員10人以内で組織する。

2 委員は、大隅地域振興局管内で様々な分野で活動されている人のうちから大隅局長が指名し委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が解散するときまでとする。

（地域懇談会）

第5条 地域懇談会は、大隅局長が招集する。

- 2 委員会の会議における座長は大隅局長とし、議事を整理するほか、会務を総括する。
- 3 座長が不在のときは、鹿児島県大隅地域振興局総務企画部長がその職務を代行する。
- 4 地域懇談会には、必要に応じ関係職員を出席させ、関係事項について説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。
- 5 大隅局長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者を出席させ意見を述べさせることができる。

（報償費及び旅費）

第6条 委員及び前条第5項の規定により出席した者には、「報償費」及び「旅費」を支給することができる。

（地域懇談会の公開）

第7条 地域懇談会は公開を原則とするが、地域懇談会で協議の上、非公開とすることができる。

（庶務）

第8条 地域懇談会の庶務は、大隅地域振興局総務企画部総務企画課において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域懇談会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

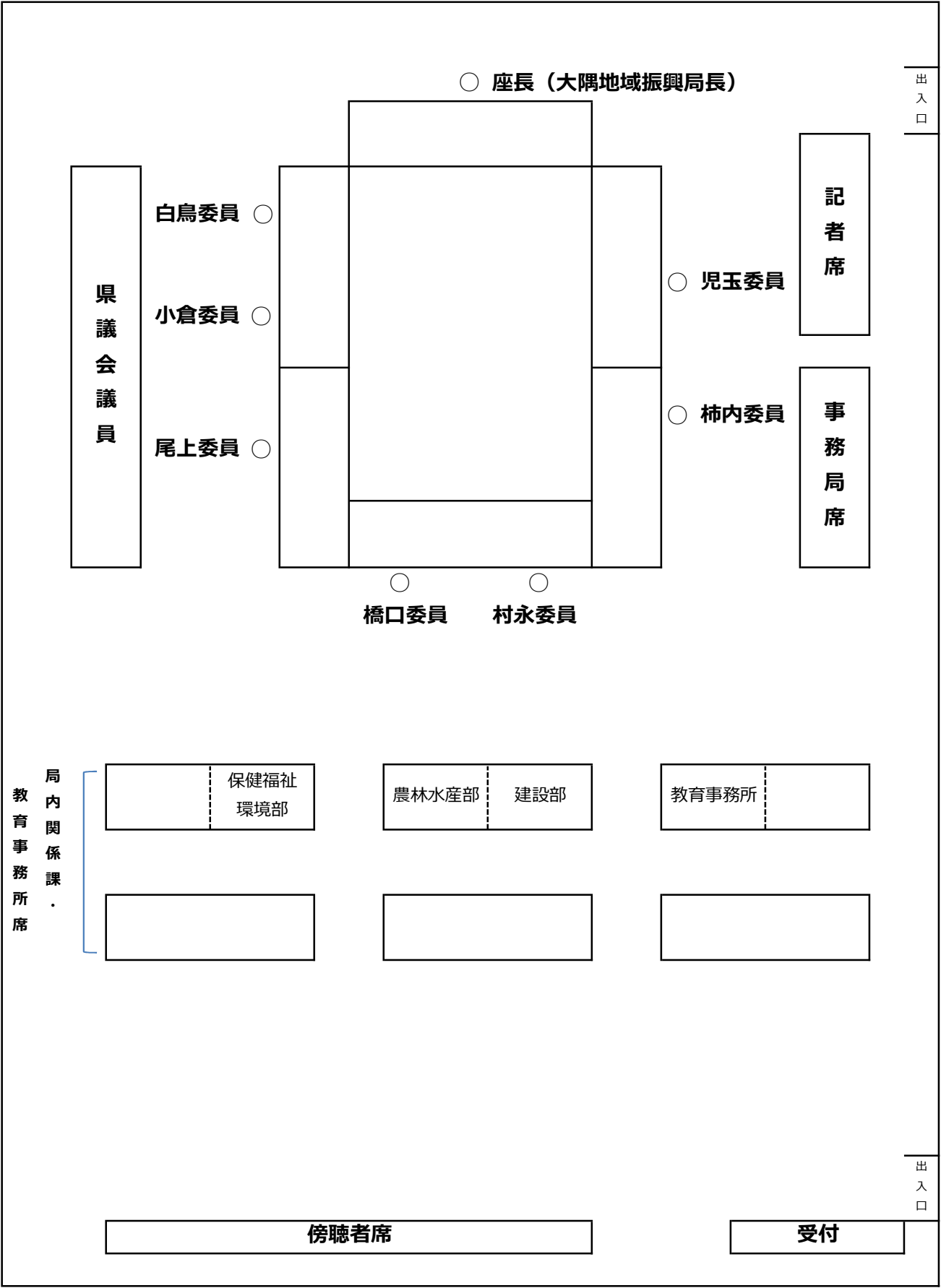
（解散）

第10条 地域懇談会は、平成31年3月31日をもって解散する。

附 則

この要綱は、平成30年6月25日から施行する。

第2回「大隅地域 地域振興の取組方針」作成にかかる地域懇談会 座席図



○大隅地域振興局及び大隅教育事務所出席者

所 属	職 名	氏 名
大隅地域振興局	局 長	堀之内 健郎
総務企画部	部 長	西 正 剛
総務企画部 総務企画課	課 長	田 邊 修 一
	主 幹	長 野 玲 子
	地域振興係長	南 田 聖 子
保健環境福祉部 健康企画課	課 長	田 島 康 浩
農林水産部 農林水産総務課	課 長	出 口 秀 昭
建設部 建設総務課	課 長 補 佐	瀬戸山 智之
大隅教育事務所	主任指導主事	平 川 貴 之